

柳川市内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン

1 目的

自然災害（台風・大雨等）に伴う避難情報発令時、保育施設等には園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るため、早急な判断と対応が求められる。

そこで、柳川市内において、各保育施設等の存在する地区に避難情報が発令された場合の保育施設等の対応についてガイドラインを定めるものとする。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で避難行動を開始する。

| 警戒レベル | 市民がとるべき行動 | 市からの避難情報等 |
|--------|--|-------------------------|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる | 緊急安全確保 (市が発令) |
| 警戒レベル4 | 【危険な場所から全員避難】 ・速やかに避難 ・命を守る避難行動をとる | 避難指示 (市が発令) |
| 警戒レベル3 | 【危険な場所から高齢者等は避難】 ・避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方・乳幼児等）とその支援者は避難 ・その他の人は避難準備 | 高齢者等避難 (市が発令) |
| 警戒レベル2 | 避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・避難情報の避難手順の確認、注意 等 | 大雨、洪水、高潮注意報 (気象庁が発表) |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意 | 早期注意情報 (気象庁が発表) |

3 発令時の対応

2の表を踏まえ、警戒レベル3、4及び5が発令された際の保育施設等の対応を次のとおりとする。

なお、避難情報が発令された場合の対象は、発令対象地区に所在する保育施設等とする。

(1)「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

| 警戒レベル (避難情報等) | 保育施設等の対応 | 左の対応をとるべき保育施設等 |
|---|--|------------------------|
| 警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保) | <ul style="list-style-type: none">・当該日は休園とする。・保護者へ休園の連絡をする。 | 発令対象地区に所在する保育園・認定こども園等 |

※開園時刻前に発令が解除されても、しばらくは避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とする。

(2)「開園時間中に発令」の場合

| 警戒レベル (避難情報等) | 保育施設等の対応 | 左の対応をとるべき保育施設等 |
|---|--|------------------------|
| 警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保) | <ul style="list-style-type: none">・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。・保護者へ、「施設等の状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をする。 | 発令対象地区に所在する保育園・認定こども園等 |

4 保護者及び職員への周知

- ・市は文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行う。
- ・保育施設等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適時、保護者への周知に努めるものとする。
- ・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。